

## 第3委員会報告資料

### 報告事項1

#### 国家戦略特区について

平成26年6月  
経済観光文化局

## 1 評価指標及び数値目標

	評価指標	数値目標
1	開業率	6.2%（平成24年度）→ 13.0%（平成30年度）
2	年間新規雇用者数	147,908人（平成24年度）→ 200,000人（平成30年度）
3	成長分野・本社機能の進出企業数	43社/年（平成23～25年度平均）→ 55社/年（平成30年度）
4	国際コンベンション開催件数	252件/年（平成24年）→ 300件/年（平成30年）
5	展示会への参加者数	805,325人/年（平成24年度）→ 1,000,000人/年（平成30年度）

## 2 区域方針に示された規制改革事項等（初期メニュー）

### (1) 雇用条件の明確化

雇用労働相談センター機能を有するスタートアップカフェの設置

#### 【事業主体】

福岡市、国、その他関係機関

#### 【事業内容】

スタートアップの促進を図るため、スタートアップのコミュニティの核となる場として、人材確保支援、情報提供・相談・交流、ワンストップ開業窓口の機能を一体的に提供する、スタートアップカフェを設置する。

「人材確保支援」については、創業5年以内の企業等（労働者を含む）を対象に、雇用ルールを理解を促進し、紛争の未然防止を図るため、「雇用労働相談センター」をスタートアップカフェの機能として設置し一体的に運営する。また、創業期の企業と人材とのマッチングも行う。

「情報提供・相談・交流」については、誰でも入りやすく、交流できる場として都心部にカフェを設置し、スタートアップに関する情報提供を行うとともに、相談、交流促進などの担い手としてコーディネーター人材を配置する。

「ワンストップ開業窓口」については、各種手続を支援する人材を置くとともに、士業有資格者による手続代行や、関係機関との連携により、手続のワンストップ化に取り組む。

### (2) エリアマネジメントの民間開放（経済観光文化局・道路下水道局）

#### (ア) 国家戦略道路占用事業について

道路法第33条第1項の規定により、道路管理者は、無余地性の基準に照らして道路占用許可をしているが、当該特区区域内では、都市における国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェ等の道路空間の有効活用を行うことが可能となるよう、当該基準の緩和を行うもの。

(イ)福岡市における実施の背景と目的

M I C E 推進の課題として、地域の独自性や特別感が感じられる施設や空間をM I C E の開催場所として活用することが海外に比べて遅れを取っており、福岡市においてもその積極的な展開が求められている。このため、公道を活用した催事等を実施することにより、M I C E の誘致・開催促進を図る。また、M I C E 参加者にとっても魅力的なまちの賑わいを演出するために、地域団体等が取り組むエリアマネジメント活動の一環として公道を活用した賑わいイベントを実施し、地域経済の活性化に寄与する。

(ウ)福岡市における国家戦略道路占用事業について

【事業主体】

(公財)福岡観光コンベンションビューロー (Meeting Place Fukuoka) や We Love 天神協議会など民間主体とともに、福岡市が共同して実施する

【実施場所】

天神，博多駅周辺の特定路線

【実施内容】

M I C E 開催の歓迎イベント，飲食ブースやオープンカフェ等の設置，まちの活気や地域性を感じられる地域イベント等を実施するとともに，道路交通環境の維持向上を図るために，清掃活動や自転車マナーの啓発等をあわせて行う。

【実施期間】

内閣総理大臣による国家戦略特別区域計画の認定以降に実施

【関係機関の合意】

区域計画に道路占用事業を定めるときには，福岡県公安委員会の同意が必要

**(3) 古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など**

**(住宅都市局・経済観光文化局)**

古民家等のため建築基準法の適用除外を円滑に行う仕組みとして建築物の保存・活用に関する新たな条例の制定や専門委員会などを設置。古民家等をM I C E の式典や懇親会場として活用する。

### 3 福岡市が提案する追加の規制の特例措置

事業概要	
1	<b>法人設立手続の簡素化・迅速化</b> 創業時に必要な手続を一元化するワンストップ窓口を設置するとともに、法人登記、税務や年金などの創業に係る行政手続を簡素化し、企業設立に係る期間の短縮を図る。
2	<b>創業期の企業におけるインターンシップに係る制限の撤廃</b> 長期インターンシップを活用した求人活動により、創業期の企業と雇用される人材との十分な相互理解（企業概要、雇用条件、雇用される人材の資質・能力等）を図り、人材確保、当該企業の成長と安心して働ける雇用の場の創出を促進する。
3	<b>創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和</b> 新規性等のある物品に限定されている随意契約について、新規性等のある役務についても随意契約を可能にし、行政との契約実績を積むことで、創業期の企業の信用度を高め、成長を促進する。
4	<b>創業準備に専念している者に対する雇用保険給付</b> 会社を退職し創業準備に専念している者について、産業競争力強化法に基づく本市の特定創業支援事業の利用に係る証明を受けたものに限り、雇用保険法に定める「労働の意思」を有する者とみなして保険給付を行うことで、創業準備段階における生活安定を図る。
5	<b>ビジネス目的で滞在する外国人等に対応するための規制緩和</b> 創業準備やMICE参加等ビジネス目的で、外国人等が福岡市内に滞在する際の多様な宿泊ニーズに対応するため、滞在施設を柔軟かつ容易に確保できるようにする。
6	<b>出入国手続の迅速化・円滑化</b> 出入国手続を迅速かつ円滑に進めることにより、MICE参加者等の外国人旅行者の利便性を高め、MICE誘致を促進する。

### 4 福岡市が提案する税制に関する事項

事業概要	
1	<b>創業支援のための法人実効税率の引下げ</b> 福岡市内に本社を置く設立5年以内の企業で、一定の要件を満たすものを対象に、適用される法人実効税率を軽減することにより、国内外の創業を促進する。
2	<b>企業のベンチャー投資促進税制の対象ファンドに係る要件の緩和</b> 産業競争力強化法の認定を受けたベンチャー投資ファンドへの出資について、税制上の優遇措置を受けることができる出資金額等の総計の下限を「概ね20億円以上」から引き下げることにより、創業企業への投資の活性化を図る。
3	<b>エンジェル税制における対象企業要件の緩和</b> エンジェル税制の対象となる投資先企業の要件のうち、「営業活動によるキャッシュフローが零未満であるもの」の要件を撤廃することにより対象企業を拡大し、創業企業が投資を受けやすい環境づくりを推進し、開業率の向上と創業企業の成長促進を図る。